

予防通所介護相当サービス事業所  
 介護予防通所リハビリテーション事業所 各位  
 介護予防訪問リハビリテーション事業所

八王子市福祉部高齢者いきいき課

### 事業所評価加算の届出について

予防通所介護相当サービス事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所及びに介護予防訪問リハビリテーション事業所において、平成 31 年度に事業所評価加算の算定を希望する場合は届出が必要です。下記の表を確認し、届出が必要になる場合は期限までにご提出ください。

※介護予防訪問リハビリテーション事業所において平成 30 年度に事業所評価加算を算定している場合であっても、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の「事業所評価加算（申出）の有無」について「2. あり」で届出を行っていない場合、平成 31 年度の事業所評価加算が算定できません。届出の内容を確認し、手続きを行ってください。

	評価の申出をしていない事業所 （「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算（申出）の有無」を「1.なし」で届出している事業所）	すでに評価の申出をしている事業所 （「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算（申出）の有無」を「2.あり」で届出している事業所）
平成 31 年度 算定希望する	届出必要 「2.あり」として届出してください。	届出不要 【再提出の必要はありません】
平成 31 年度 算定希望しない	届出不要	届出必要 「1.なし」として届出してください。

【提出期限】 平成 30 年 10 月 15 日（月曜日）必着

【提出書類】 提出書類については下記の八王子市ホームページよりダウンロードしてください。

トップ > 事業者の方へ > 介護事業所・高齢者施設の開設・届出等 > 事業者へのお知らせ > 複数サービスにまたがる通知等 > 事業所評価加算の届出について

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/004/p014181.html>

【総合事業で他市の指定を受けている事業所について】

他市届出の必要の有無については、指定を受けた各保険者にご確認ください。

【提出先・お問い合わせ先】

○ 届出に関すること

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市福祉部高齢者いきいき課

事業者指定担当 TEL：042-620-7452

○ 評価基準の内容に関すること

八王子市福祉部介護保険課

給付担当 TEL：042-620-7416